業務処理要領（案）

　北海道石油コンビナート等防災アセスメント調査業務の委託に係る業務の処理要領は、次のとおりとし、その実施に当たっては「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年３月、消防庁特殊災害室）」に示された手法に基づき行うこと。

記

１　契約名

　　北海道石油コンビナート等防災アセスメント調査業務

２　業務概要

北海道における津波浸水想定（北海道日本海沿岸については平成29年２月、北海道太平洋沿岸については令和３年７月に設定）の更新を踏まえ、石油コンビナート等特別防災区域の災害想定を行うため、コンビナートの特定事業所が所有する危険物タンク及び高圧ガスタンクについて、津波による被害を対象とした評価を行う。

３　業務の詳細

（１）対象地域

北海道内の石油コンビナート等特別防災区域

ア　釧路地区

イ　苫小牧地区

ウ　石狩地区

エ　室蘭地区

オ　北斗地区

カ　知内地区

（２）対象施設

原則として調査対象区域内の特定事業所が所有する次の施設とする。

　　　ア　危険物タンク

　　　（ア）容量500KL以上の第4類危険物の屋外貯蔵タンク

　　　（イ）毒性危険物を貯蔵した全ての屋外貯蔵タンク

　　　イ　高圧ガスタンク

　　　　　可燃性ガス、毒性ガスを貯蔵した全てのタンク

（３）対象とする災害

　　　調査の対象とする災害は津波による被害。

（４）調査項目

　　ア　基礎データの収集・整理

　　　　防災アセスメント調査を実施するために必要な次に掲げる基礎データの収集・整理を行う。

　　（ア）評価対象となる事業所・施設のデータ

事業所や施設の配置、施設の属性、設置されている防災設備等。

　　（イ）地震・津波データ

　　　　　地震動予測結果、津波浸水予測結果等。

　　（ウ）気象データ

風向、風速等。

　　　　　なお、本調査に必要な基礎データのうち発注者が提供可能なものは適宜受注者に提供　　　　するものとする。

　　イ　津波による被害を対象とした評価

　　　　北海道による津波浸水想定（平成29年２月設定「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」、令和３年７月設定「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定」）を前提とした評価を行う。

　　　（ア）浸水が予想される施設の把握

　　　（イ）浸水が予想される施設の移動被害の評価

　　　（ウ）コンビナートが浸水した場合のその他の被害や影響について、過去の被害事例を踏まえた定性的検討

　　ウ　防災対策の基本的事項の検討

津波浸水により起こり得る災害について整理し、各特別防災区域の地域特性を考慮して、事業所や関係行政機関に必要と考えられる防災対策の基本的事項について検討する。

４　調査の実施方法

　　　検討委員会を設置し、同委員会の指導のもと，指針や報告書等に示された手法を基本とする。

　（１）業務処理責任者の選任

　　　　委託業務の処理にあたり、業務処理責任者を選任すること。

　（２）主任技術者の選任

　　　　　主任技術者は、防災アセスメントの手法、安全工学及び地震被害予測手法に関して深い学識を有するとともに、改定前後の消防庁指針に基づく「石油コンビナートの防災アセスメント」業務に携わった経験を有する者を充てなければならない。

　（３）検討委員会における検討及び指導

　　ア　検討委員会による指導

　　　　　業務は，検討委員会の方針に従い、学識経験者等専門家の指導を受けて行うこと。

調査の開始に当たっては、委員の代表者に調査手法，使用する資料等に関する説明を行い、確認を受けること。

　　　イ　検討委員会における検討資料作成

　　　　　委員会の検討に要する資料は、委員会開催日までに資料を作成すること。

　　　ウ　検討委員会の日程(予定)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検討委員会 | 開　催　日　程 | 検　　討　　内　　容 |
| 第１回 | 令和５年２月第１週 | 津波による災害想定の検証 |
| 防災対策の検証 |

５　成果品

　（１）報告書

　　　　調査及び評価結果をとりまとめた報告書を作成し、印刷物及び電子データで納品すること。

　　　ア　印刷物の仕様

Ａ4版　200ページ以上　300部　フルカラー印刷（カラー図面等のみ）

　　　イ　電子データ

ＣＤまたはＤＶＤに収録し10式納品すること。

ファイル形式は次のとおりとする。

（ア）ＭＳ-ＷＯＲＤ形式

　　　　　（イ）ＭＳ-ＥＸＣＥＬ形式

　　　　　（ウ）（ア）又は（イ）をＰＤＦ化したもの

※　調査及び評価の過程で使用した根拠等について記載すること。

　（２）報告書（概要版）

　　　　全体版に加えて概要版を作成し電子データで納品すること。

　　　ア　電子データ

ＣＤまたはＤＶＤに収録し10式納品すること。

ファイル形式は次のとおりとする。

（ア）ＭＳ-ＷＯＲＤ形式

　　　　　（イ）ＭＳ-ＥＸＣＥＬ形式

　　　　　（ウ）（ア）又は（イ）をＰＤＦ化したもの

　　※　概要版は石油コンビナート等防災計画に反映させることを考慮したものとすること。

※　調査及び評価の過程で使用した根拠等について記載すること。

６　業務内容の修正

　（１）指針の見直しによる業務内容の修正

　　　　委託業務が完了する日までの間に、指針の見直しが行われるなど，新たな評価手法が示された場合は協議の上、業務内容の修正を行うことがある。

　（２）検討委員会の指導による業務内容の修正

　　　　検討委員会における指導に基づき，協議の上，業務内容の修正を行うことがある。

７　特記事項等

受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、北海道個人情報保護条例（平成6年3月31日　道条例第2号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

８　その他

　（１）契約締結後、速やかに「業務処理計画書」を提出すること。

　（２）受託者は、業務の実施に当たり不明な点が生じたときは、北海道と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。

　（３）委託者は、受託者に対し必要に応じて業務状況等についての報告を求めることができる。